# 与那原町庁舎建設検討委員会 第3回 会議資料

# 目 次

1. 新庁舎の規模算定	1
(1)前提条件	1
(2) 庁舎規模の算定	1
① 総務省地方債庁舎算定基準による算定	2
② 新営一般庁舎面積算定基準(国土交通省)を参考とした算定-	3
③ 近隣町村データによる算定	4
2. 新庁舎規模の整理	5

## 1. 新庁舎の規模算定

新庁舎の規模を算定するための基本指針として、将来人口・将来職員数及び議員数により必要面積を算出します。

また、新庁舎の規模算定は、総務省による「地方債庁舎面積算定基準」のほか国土交通省による「新営一般庁舎面積算定基準」による基準を基に比較検討し適正な規模を算定します。

#### (1) 前提条件

- ●現庁舎職員数は 154 人で、職員1人あたりの面積は 13.09 ㎡です。
- ●現庁舎は施設が狭隘なため、生涯学習振興課は与那原町コミュニティセンターに併設されています。
- ●狭隘なため、上下水道課は上下水道庁舎に配置されています。
- ① 新庁舎では現庁舎職員数に加えて、集約検討部署として生涯学習振興課、上下水道 (ア)課職員数を加えた 184人を職員数とします。
- ② 議員数は現状の14人とします。

新庁舎における職員数・議員数						
	三役•特別職	課長級	課長補佐	一般職	臨時•嘱託職	合計
	[V]	[人]	[V]	囚	W	[V]
現庁舎職員	3	17	17	63	54	154
集約検討部署職員		2	4	12	12	30
合計	3	19	21	75	66	184
町議会議員数						14

## (2) 庁舎規模の算定

3 方式で庁舎規模を算定後、条件等を比較し、適切な算定方式及び適正庁舎規模を決定します。

#### (1) 総務省地方債庁舎算定基準による算定

庁舎の建設には地方債を財源として充てることが認められており、『地方債同意 等基準運用要綱』において、起債対象となる庁舎の標準面積が記載されています。

#### ② 新営一般庁舎面積算定基準(国土交通省)を参考とした算定

各省営繕事務の合理化・効率化のために定められた基準です。本基準に含まれていない業務支援機能や議会機能については、基準外諸室面積として個別に算出、加算します。

# ③ 近隣町村データによる算定

近隣町村の庁舎における職員 1 人あたりの面積を算出し、本町の常勤職員数に乗じて必要庁舎面積を算出します。

比較的庁舎の新しい6町村のデータを活用します。

#### ① 総務省地方債庁舎標準算定基準

室名	職区分	イ)職員数	□)換算率	ハ)基準面積	イ) ×ロ) ×ハ)
土口	地区と				必要面積(㎡)
	特別職等	3	12.0		162.0
事務室	課長級	19	2.5		213.8
(換算職員数	課長補佐	21	1.8	4.5	170.1
× 4.5 m³)	一般職員	75	1.0		337.5
	臨時•嘱託職員	64	1.0		297.0
① 事務室 小計					1,180.4
倉庫 事務室の 13% 1,171.4 ㎡ × 0.13				153.4	
※1 会議室等	職員数×7.0 ㎡	182人×7.0 ㎡			1,288.0
②  付属部分面積 小計					1,441.4
※2 ③玄関等	専用部分 40%	0% 3 (1)+2)+7) × 0.4			1,489.9
④ 行政部門面積 ④=①+②+③					4,111.7
⑤議会関係	議員数×35 ㎡	14人 × 35㎡			490.0
⑤ 必要面積の合計 ⑥ ④+⑤					4,601.7

※1:会議室等:会議室、電話交換室、便所、洗面所、その他諸室

※2:玄関、広間、廊下、階段等の交通部分

# ■その他必要と思われる機能

業務支援機能	サーバールーム	現状面積を計上	60.0
果杨文摄 <b>域能</b> 印刷室		12 ㎡×3 階	36.0
窓口機能	来庁者相談室	9 ㎡×3 室	27.0
心心域化	町民ロビー	待合、展示・町政情報コーナー	200.0
防災機能	防災対策機能	防災計画初動体制人数×7 ㎡	140.0
<b>则火</b> 機能	備蓄倉庫	1 万人当り 65 ㎡×2 万人	130.0
保管機能	機能 図書保管庫 必要面積(現況面積等)		100.0
	休憩室	20 ㎡×3 階	60.0
福利厚生機能更衣室シャワー室		20 ㎡×3 階	60.0
		5 ㎡×3 階	15.0
その他機能	産業医室	所要面積 150 人以上 55 m <sup>2</sup>	55.0
町民交流ホール		必要面積	200.0
⑦ の他機能面積 合計			1,083.0
8 庁舎面和	責 合計	8 =6+7	5,676.7

# ② 国土交通省による新営一般庁舎面積算定基準

室名	職区分	イ)職員数	□〕換算率	ハ)基準面積	イ) ×ロ) ×ハ)	
	4+ C.J. H. W. C.C.		400		必要面積(㎡)	
	特別職等	3	10.0		99.0	
	課長級	19	2.5		156.8	
事務室	課長補佐	21	1.8	3.3	124.7	
(換算職員数	一般職員	75	1.0		247.5	
× 3.3 m <sup>2</sup> )	臨時•嘱託職員	64	1.0		217.8	
			图 小計		845.8	
		② 小計			930.4	
	会議室	100 人当り	40 ㎡ 10 人増で-	⊦4 m <sup>*</sup>	72.0	
	電話交換室	換算職員数 1	60 人の場合		36.0	
	倉庫	769.5 m <sup>3</sup> ×0	110.0			
	宿直室	1人10㎡、	1人増で3.3 ㎡追	<b>3</b> 力0	13.3	
③付属面積	湯沸室	6.5 m²∼13 r	m 8.0 m×3 階		24.0	
	受付	最少面積 6.5	6.5			
	便所•洗面所	職員 150 人	58.2			
	医務室	医務室 所要面積 150人以上 55㎡				
③ 付属面積 小計					375.6	
	議会関係 議員数 14 人×35 ㎡				490.0	
防災機能 防災計画初動体制人数×7 ㎡				140.0		
	備蓄倉庫	130.0				
	サーバールーム	現状面積			60.0	
	印刷室	12 ㎡×3 階			36.0	
	来庁者相談室	9 ㎡×3 室			27.0	
④固有面積	町民ロビー	待合、展示•	町政情報コーナー		200.0	
	図書保管庫	必要面積(現	況面積等)		100.0	
	休憩室	至 20 ㎡×3 階				
	更衣室	20 ㎡×3 階			60.0	
	シャワー室	5 ㎡×3 階			15.0	
	町民交流ホール	必要面積			200.0	
	3 [					
	設備機械・電気室	1+3+4	≡2,739.4 m <sup>2</sup> 5	47 m²+96 m²	643.0	
⑤機械・電気室	自家発電機	有効面積下限値			29.0	
	⑤ 機械室 小計				672.0	
⑥交通部分	40%議会除く ①+③+④+⑤ 合計面積の40%			1,364.6		
⑦必要面積の合	<u> </u>	7=2+3+	4+5+6		4,776.0	

# ③近隣町村データによる算定

近隣町村の庁舎における職員一人あたりの面積を算出し、本町の常勤職員数に乗じて必要庁舎面積を算出します。

比較的庁舎の新しい下表の6町村のデータを活用します。

市町村名	西原町	八重瀬町	中城村
庁舎写真			基本設計
人口 (H18.3)	35,045 人	30,794 人	20,186人
庁舎竣工年	2016年	2017年	2022年
構造・延べ面積	RC(免震)/5,900 m <sup>2</sup>	RC(免震)/7,036 m <sup>2</sup>	RC/4,970 m <sup>2</sup>
庁舎勤務職員数	282人	230人	138人
職員一人あたり面積	20.90 m <sup>2</sup> /人	30.59 ㎡/人	36.01 ㎡/人
市町村名	南風原町	北谷町	読谷村
庁舎写真			
人口 (H18.3)	33,267人	26,881 人	38,530人
庁舎竣工年	1998年	1998年	1997年
構造・延べ面積	SRC/7,148 m²	RC/9,780 m <sup>2</sup>	RC/8,495 m²
庁舎勤務職員数	214人	272人	213人
職員一人当たり面積	33.40 ㎡/人	35.95 ㎡/人	39.88 ㎡/人

上記6町村職員一人あたり面積の平均を、新庁舎常勤職員数184人に乗じる。

#### ●平均面積

(20.90+30.59+36.01+33.40+35.95+39.88) /6 = 32.79 [㎡/人]

 $32.79[m/人] \times 184[人] = 6,033.36 m$ 

#### 2. 新庁舎規模の整理

各算定方法により、職員数 184 人から算出した新庁舎の面積は次のようになります。

庁舎規模の算定					
総務省地方債基準		総務省地方債基準 新営一般庁舎面積 算定基準			
必要庁舎面積	5,676.7 m²	4,776.0 m²	6,033.4 m²		
職員1人あたり 面積	30.85 (㎡/人)	25.95 (㎡/人)	32.79 (㎡/人)		
備考	行政事務・議会が前提 防災機能等は新営庁 舎を参考に加算	国家機関が対象 来庁者が多岐にわたる 町役場では不足する機 能あり	西原町、八重瀬町、中 城村、南風原町、北谷 町、読谷町実績より算 定		



新庁舎想定面積

5,650 m<sup>2</sup>

算定結果より、3方式で算出した面積の平均値に近似し、総務省地方債基準で算出した面積に、新営庁舎基準を参考に業務支援機能、窓口機能、防災機能、保管機能等必要面積を積上げ加算した面積から、新庁舎の総床面積は概ね 5,650 ㎡程度を想定します。今後、設計段階において詳細な必要面積の積上げを行いますが、新庁舎面積は概ね5,650 ㎡程度を目標にします。